

(別紙)

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正案について(改正概要)

1. 現行制度

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 11 条本文では、①容器又は包装に法第7条に定める表示(登録番号、名称、使用可能な作物、使用方法等)のある農薬、②特定農薬以外の農薬の使用を禁止しています。

一方、同条ただし書においては、試験研究の目的で使用する場合、法第2条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、当該農薬を例外的に使用することができることが規定されています。

このただし書に基づき、農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成 15 年農林水産省令・環境省令第1号。以下「省令」という。)が制定され、①試験研究の目的で使用する場合、②農薬の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合及び③植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)に基づく緊急防除を行うために農薬を使用する場合には、法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けないこととされています。

2. 改正の趣旨

(1) 今般、未承認遺伝子組換えパパイヤの遺伝子配列を持つ種子が沖縄県で発見されたところです。

今後の検査の結果、実際に未承認遺伝子組換えパパイヤが圃場等で栽培されていることが判明した場合は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。)第4条第1項に違反しているため、未承認遺伝子組換え体であると判明したパパイヤを淘汰する必要があります。

(2) その際、当該パパイヤのみを迅速かつ効率的に淘汰するためには、農薬を用いることが適当ですが、農薬の使用者は法第2条第1項の登録を受けた農薬しか使用できないこととなっており、現在、登録されている農薬でパパイヤを枯らす目的で使用できるものがない状況です。

(3) これらのことから、省令について改正を行い、カルタヘナ法違反の事態を解決するために農薬を使用することについて、法第 11 条本文の適用を除外することとします。

3. 改正の内容

カルタヘナ法第 10 条第1項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合は、農薬取締法第 11 条本文の適用を除外し、農薬を使用可能とする。